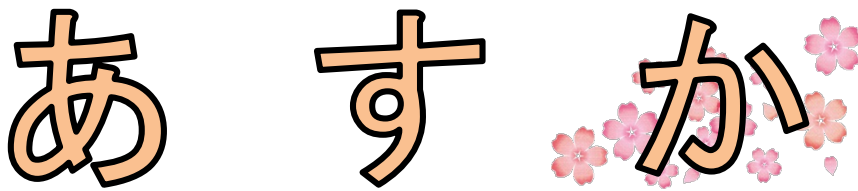


東京都行政書士会北支部広報



第48号

2022年6月1日発行

発行人 雨谷幹彦

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

令和3年度法教育実施報告

本年度の法教育出前授業も無事に全日程を終えることができました。

本年度も昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、積極的な広報活動は控え、過去に実施例のある学校に対しお声がけをさせていただき、実施の希望をお伺いし、感染防止対策にも極力配慮した形での実施となりました。

このような状況の中でも、最後まで授業を実施しようと児童・生徒のために努力と情熱を傾けていた学校関係者の皆様の姿には本当に頭が下がる思いです。

コロナ禍にあって、学校現場へオンライン利用が急速に普及されるなど授業の形態も刻々と変化していると感じます。それらの新たな切り口も加えつつ北支部の法教育活動等を推進してまいりたいと思います。

校長先生をはじめとする学校関係者の皆様のご協力、講師・グループリーダー・連絡調整担当の支部法教育推進委員会の面々、そのほか北支部の法教育出前授業実施にご理解とご協力をいただき

たすべての皆様にあらためて感謝申し上げます。

今後とも北支部の法教育出前授業の実施にご理解ご協力を賜れますようお願い申し上げます。

(法教育担当副支部長 山本恵美子)



令和3年度法教育実施概要 次ページで事例をご紹介します

実施日	学校・学年	講師	授業内容
令和4年 2月5日	西浮間小学校 4年生	吉村信一 (北支部)	公園をテーマに“きまり”の意味を考える
令和4年 2月19日	なでしこ小学校 6年生	吉村信一 (北支部)	公園をテーマにまちづくりを考える
令和4年 3月8日	神谷中学校 3年生	高橋賢大 (北支部)	成年年齢の引き下げと、契約の基礎知識、消費者教育



行政書士は身近な街の法律家

行政書士は許認可や登録申請、遺言や相続、
色々な契約・届出などの相談から
書類作成までサポートします。

契約の基礎知識と消費者問題に関する授業を実施（神谷中3年）

令和4年3月8日（金）北区立神谷中学校において「行政書士による法教育出前講座」と題した授業を実施しました。例年、3月の初旬に神谷中学校にお邪魔し、卒業を控えた3年生を対象とした授業をしていますが、今年も40名を超える生徒に受講していただきました。

授業のテーマは2つ、「契約の基礎」と「消費者保護」についてです。公民や家庭科で学んだことを基礎に、契約の成立・取消しの要件や、クーリングオフなどについて事例問題を交えながら授業を進めました。

事例問題については、生徒にグループごとで話し合い、答えの発表をしてもらいました。問題の着眼点を素早く見つけたり、講師にも「鋭い!」と思わせる質問をするなど、さすがは来月高校生になるだけはあると思わせる場面が随所にありました。

令和4年4月から改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられました。受講していた

だいた生徒の皆さんは、「18歳になったときから」成年となり、法的には世の「大人」とちと変わらない立場になります。そのため、法リテラシーを身につけることがこれまで以上に求められます。毎年このことについてはお話しするのですが、改正民法施行が間近（授業日の翌月）であったことから、より自分事として捉えることが出来たのではないのでしょうか。

授業後に、法律の勉強をするのに適した本について質問をしてくれる生徒もいるなど、少しは生徒の勉強熱を高めるための一助となったかなと思いました。予防法務のスペシャリストである行政書士として、これから社会に出て行く世代の子どもたちが正しい法リテラシーを身につけ、トラブルを起こさない・巻き込まれないようにしていく、そのような法教育活動をこれからも実施していきたいと思えます。

（法教育推進委員会 高橋賢大）

区議会議員とコラボで法教育出前授業を実施（なでしこ小6年）

令和4年2月19日（土）北区立なでしこ小学校において、6年生3クラスを対象に法教育出前授業を実施致しました。

昨年度に行った行政書士と北区議会議員のコラボスタイルを継続する形で、今年度も同校の卒業生でもある、花見たかし区議会議員にご協力頂きました。

児童たちには、議会には法律や条例などを定めていくと同時に予算（税金の使いみち）も考えていく役割があることを説明します。そして、児童一人一人が議員、グループ班が一つの議会と仮定し、地域に公園を作るために決められた予算内での遊具選びと配置、公園の使い方の決まり作りをグループワークで行います。どんな公園を作るのか、それをどうやって予算の内に収めるかを児童が考えて議論していくグループワークです。

そして、授業のまとめで、北区議会で公園整備や条例制定に携わっている花見議員に解説・補足を行って頂きます。花見議員のお話の中で、『公園

など身近なことに関心を持つこと、それが将来的に地域を活性化していくことにつながります』という内容が印象的でした。また、小学校のICT化が進んでいて、児童が違和感なくタブレットを扱えたり、撮った画像をその場で黒板に投射できる教育現場の進化も体感できました。

授業後に児童たちに記入してもらった感想文では「議員さんや行政書士さんに聞いてみたいこと」というコーナーを設け、花見議員にもご協力いただき、寄せられた質問への回答を後日学校にお届けするという試みを行いました。授業の中で伝えきれなかったことや、児童たちが興味を持ってくれたことについて、より一層の学びや気づきを提供できたのではないかと思います。

来年以降も同じ内容での授業が継続できるように願っています。

（法教育推進委員会 鯨井悟）



支部総会開催報告

令和4年4月22日（金）18時30分より、北とぴあ14階・スカイホールにおいて東京都行政書士会北支部定時総会（以下「北支部総会」）東京行政書士政治連盟北支部定時大会（以下「政連大会」）を開催しました。ここ2年は、新型コロナウイルスの影響により書面決議を行っていましたが、この度3年ぶりの開催となりました。

北支部総会では、まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より個人支部会員総数145名のうち99名（委任状提出者73名含む）の出席があり本総会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名（立川悦史、宮内将伸両会員）の選任に続き、令和3年度事業報告（第1号議案）、令和3年度収支報告及び監査報告（第2号議案）、令和4年度事業計画（案）（第3号議案）、令和4年度予算（案）（第4号議案）について審議ののち可決承認されました。

また、支部細則改正（案）（第5号議案）、支部細則改正後の理事選任（第6号議案）について雨谷幹彦支部長より提案があった後、鈴木雄司、石原丈路、柳沢裕治、吉村信一、帆秋啓史、中村博人、立川悦史の7名を選任することにつき、審議、可決承認されました。

東京会総会代議員選出（第7号議案）について

は、島岡清美、浦部隆義、常住豊、徳山義行、溝口庸一、關口勝生、雨谷幹彦、光永謙太郎、山本恵美子、山賀良彦、吉村信一、石原丈路、柳沢裕治、帆秋啓史、立川悦史の15名が代議員として選出されました。

政連大会では、まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より個人支部会員総数118名のうち84名（委任状提出者60名含む）の出席があり本大会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名（立川悦史、宮内将伸両会員）の選任に続き、令和3年度活動報告（第1号議案）、令和3年度収支報告及び監査報告（第2号議案）、令和4年度活動方針（案）（第3号議案）について審議ののち可決承認されました。

また、東政連大会代議員選出（第4号議案）については、島岡清美、浦部隆義、常住豊、徳山義行、溝口庸一、關口勝生、雨谷幹彦、光永謙太郎、山本恵美子、山賀良彦、石原丈路、立川悦史の12名が代議員として選出されました。

なお、支部細則の施行日及び支部細則改正に伴う理事の就任日は、東京都行政書士会会長の承認を得た日となります。施行日については追って支部ホームページ等でお知らせいたします。

（広報部部长 吉村信一）



支部会員が表彰されました

この度、北支部所属の山賀良彦副支部長、前田浩利相談役、島岡清美相談役、浦部隆義監事が各種表彰を受けられましたので、これを記念し、東京都行政書士会北支部定時総会の会場において、花束の贈呈が行われました。受賞者の皆さまのコメントを紹介させていただきます。受賞者の皆さま、誠におめでとうございます。

(写真左より雨谷幹彦支部長、山賀良彦副支部長、前田浩利相談役、島岡清美相談役、浦部隆義監事、常任豊日行連会長)

山賀良彦 ※区政功労者（産業経済功労）

この度、北区より区政功労者として表彰頂きました。このような賞を頂きましたのは、これまで支えて頂いた支部の諸先輩方をはじめ支部の皆様のおかげです。今後も支部の皆様と共に活動を続けたいと思っております。

前田浩利 ※東京都功労者表彰（地域活動功労）

昨年思いもかけず都知事から東京都功労者表彰をいただきました。大変うれしく思います。

都民の日の10月1日、都庁の大会議室で受賞者（全都で200人位？、コロナのため出席者は70人くらいでした）が揃い小池知事から表彰を受けましたが、東京都行政書士会からは毎年一人だそうです。私で3人目。これからもずっと続くことを願います。

受賞基準は支部長と本会理事を務めたことだそうです。支部の皆さんも都知事表彰を目指して支部の仕事、その先の本会理事を目指して頑張ってみてはいかがでしょうか？

島岡清美 ※行政書士制度70周年総務大臣特別表彰

私は業務歴42年ですが東京会理事などの経歴はなく、大変恐縮致しております。



そのうえ、記念式典にて受賞者を代表し総務大臣より表彰状を受賞する栄誉に浴し感謝、感激の至りでございます。

今後、微力ながら行政書士の職域拡大などに努めて参ります。

浦部隆義 ※総務大臣表彰

今年で開業37年になりましたが、過去を振り返ると入会当初の行政書士の社会的認知度が低かったこと、一般の方からは司法書士と行政書士の違いもわからなかつたこと、私の専門業務となっている入管業務は認知度が少なく、出入国在留管理局でも行政書士に対する窓口の対応は悪く、信用もありませんでした。

現在は入管業務も新入会員の希望する業務の上位を占め、携わる会員も多くいます。これは諸先輩の業務への熱意と役所への丁寧な対応、業務の周知の働きかけがあった結果として役所との信頼を勝ち得ています。

この度の受賞は諸先輩の支援があった結果です。今後も行政書士のさらなる地位向上のため業務に専念していきたいと思っております。

相続業務研修会開催報告

令和4年3月7日（月）18時30より東京都行政書士会杉並支部の小原幹晶支部長を講師にお招きし、相続業務の基礎につきご講義をいただきZOOM生配信にて研修会を開催致しました。今回の参加者は北支部会員14名、他支部会員10名の合計24名でした。

講義はまず、行政書士業務における相続業務の位置付けとして、行政書士になる為に勉強した「民法」が比較的他の行政書士業務より密接に関わる分野の為、業界情報が少ない開業当初に携わる業務として入門しやすいというご説明から始まり相続業務を行政書士として受任した際の心構えとして「依頼者の負担を出来るだけ減らすサポートを心がける事」

「紛争の起こらない相続になるよう依頼者以外の相続人に配慮する事」「業務全体のスケジュールを相続税申告の期限から逆算して提示してあげる事が信頼を得るチャンスになる事」「行政書士だけで完遂できる業務ではないので司法書士・税理士など他士業の先生との連携が大事である事」「業務全体を把握し、相続人と他士業者の為の良きコーディネータ

ーとなるべき事」などをポイントとして挙げていただき、その上で実務上必要な「相続人の確定のための戸籍収集とその戸籍の辿り方」「法定相続情報を作成する意味とその方法」「相続財産調査の進め方、法定業務外の財産承継支援業務の種類と方法」などを、実際に使用する委任状などの書式や戸籍の事例を含め、丁寧に約2時間ご説明いただきました。

また、最新の情報として、令和4年1月1日の「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行」に伴う戸籍の附票の様式変更に関し、実務上、附票取得の際に戸籍の表示の記載要請が必要になった事や、相続法の改正点なども触れていただき、これから相続業務を始める行政書士はもちろん、これまで既に相続業務を手掛けている行政書士にとっても非常にためになる情報が満載の研修会となりました。

(研修部 立川悦史)



国際業務研修会開催報告

令和4年2月9日（水）18時30分より東京都行政書士会国際部次長の高橋美香先生を講師にお招きして、「国際業務基礎講座～これから国際業務を始める方へ」というテーマでご講義頂き、Zoom生配信での研修会を開催いたしました。参加者は、北支部会員12名、他支部会員6名の計18名でした。

講義では、「そもそも国際業務とは」という基本から、実際の業務を受任した場合の諸手続きの進め方など、ご相談をお受けしてから業務完了までを丁寧に説明して頂きました。

講義の中では時折、講師自身の経験談や失敗談を交え、実務家だからこそ分かる、気をつけるべき点や確認事項を教えて頂き、受講者を飽きさせない内容となっております。

また、講師が実際に受任した事案をお話頂いた中で、長年在留資格が取得できず、離れて暮らしていたご夫婦からのご相談を受け、無事に在留資格が取得できた際にはお二人からとても感謝され国際業務は人から喜ばれる仕事だと感じられたというエピソードをお話いただき、これも国際業務の大きな魅力の一つだと感じました。

一方で、虚偽等により在留資格不正取得に関わ

る行政書士がいることもお話頂きました。不正取得に関わった行政書士の中には、長年国際業務に携わってきたものや、悪意で不正取得に加担するのではなく、経験の浅さから、注意すべき点を見落としていたことにより、知らず知らずのうちに加担してしまう者も少なくないこととお話頂きました。国際業務をこれから始められる方には自身を守るためにも、注意すべき点、確認事項に見落としないか、自身が不正に関与していないか常に意識することが必要だと感じました。

講義の対象はこれから国際業務を始める方向けではありましたが、既に国際業務に携わっている方にとっても、新たに気付かされることや改めて国際業務に取り組む心構えについて見つめ直す良いきっかけになったのではないかと思います。

約2時間での講義時間では足りないくらい盛り沢山の内容でしたが、今後も継続的に勉強会・研修会を開催して国際業務についての研究を進め、行政書士がますますご相談者に寄り添い、町の法律家として適切にお応えできるよう、支部として努めていきたいと思っております。

（研修部部長 帆秋啓史）

~~~~~

## ようこそ北支部へ!!

令和4年1月から5月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

| 氏名     | 入会年月日                 | 事務所名称               | 事務所所在地                    | 電話番号          |
|--------|-----------------------|---------------------|---------------------------|---------------|
| 西脇 雄一  | R4.1.31<br>(港支部より転入)  | 西脇行政書士事務所           | 赤羽西2-9-2                  | 03-3900-8338  |
| 柏木 英樹  | R4.4.2                | 行政書士柏木英樹事務所         | 東十条3-10-3-1403<br>東十条サカハツ | 03-3927-7765  |
| 佐々木 貞利 | R4.4.28<br>(足立支部より転入) | 行政書士佐々木貞利事務所        | 堀船3-12-20-201             | 03-3927-0441  |
| 永野 勝久  | R4.4.28<br>(豊島支部より転入) | 東亜法務事務所<br>行政書士永野勝久 | 王子2-18-12                 | 090-2440-0210 |
| 亀田 直樹  | R4.5.1                | 亀田行政書士事務所           | 王子3-7-15                  | 090-4745-8762 |
| 坂本 佳菜子 | R4.5.1                | 坂本佳菜子行政書士事務所        | 浮間4-7-17                  | 03-6770-9943  |



### 西脇 雄一

本年1月に港支部から移転してまいりました西脇と申します。昨年までは法律事務所職員を兼務しておりました。よろしく願いいたします。



### 柏木 英樹

実務は一からの勉強になりますが諸先輩先生方におかれましてはご指導くださいますようお願いいたします。



### 永野 勝久

未だ出口の見えないコロナ禍ですが、私達行政書士の存在意義が問われる時は、正に今であると認識致しております。



### 坂本 佳菜子

初めまして！坂本です。許認可・相続遺言を軸に業務展開を考えております。よろしく願いいたします。



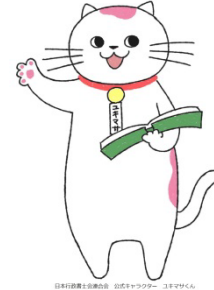


# 東京都行政書士会北支部

# 無料相談会

## 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です  
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が  
分かりやすく丁寧にお答えします



日本行政書士会連合会 公益サービスセンター 北支会

## さまざまなご相談に対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

### 区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

**日時** 偶数月(10月除く)の第一火曜日  
13:00~16:00

**場所** 北区役所第1庁舎1階ロビー  
(王子本町1-15-22)

### サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

**日時** 奇数月の第一火曜日  
13:00~16:00

**場所** 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

※新型コロナウイルス感染症に関する諸般の事情により、予告なく延期・中止となる場合があります。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただくと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

**☎ 03-5963-7437**



**info@kitashibu.tokyo**

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)



日本行政書士会連合会 公益サービスセンター 北支会